

平成 26 年 11 月 26 日
総務省九州管区行政評価局

障がい者、要介護者等の移動をささえる福祉有償運送

—福祉有償運送に関する実態調査の結果—

<調査結果に基づく所見表示>

九州管区行政評価局（局長：小河俊夫）では、行政評価・監視活動の一環として、福祉有償運送の活動実態や運輸支局における支援状況等を調査し、九州地方で初めて、福祉有償運送の実態を明らかにしました。調査を効果的・効率的に進めるため、行政相談委員（総務大臣から苦情の相談に関する業務の委嘱を受けた者）とも連携しています。

あわせて、調査結果に基づき、平成 26 年 11 月 26 日、九州運輸局に対し、福祉有償運送制度の着実な取組が促進されるよう所見を表示しましたので、公表します。

- 調査担当局所 九州管区行政評価局、大分行政評価事務所
- 調査実施時期 平成 26 年 8 月～11 月
- 調査対象機関 九州運輸局、福岡及び大分運輸支局
- 関連調査等機関 福岡県、大分県、両県内の市町村（16）及びNPO法人等（19）
- 調査の背景等 福祉有償運送は、移動制約者の輸送の確保のために、今後、更に重要性が高まっていくものと考えられています。
今回、「地域の実情に対応した福祉有償運送の着実な取組」を促進する観点から実態調査を実施

《照会先》
第二部第2評価監視官 作間正和
電話：092-431-7081（代）

調査結果の4つのポイント（福祉有償運送に関する実態調査）九州で初めて実態を明らかに

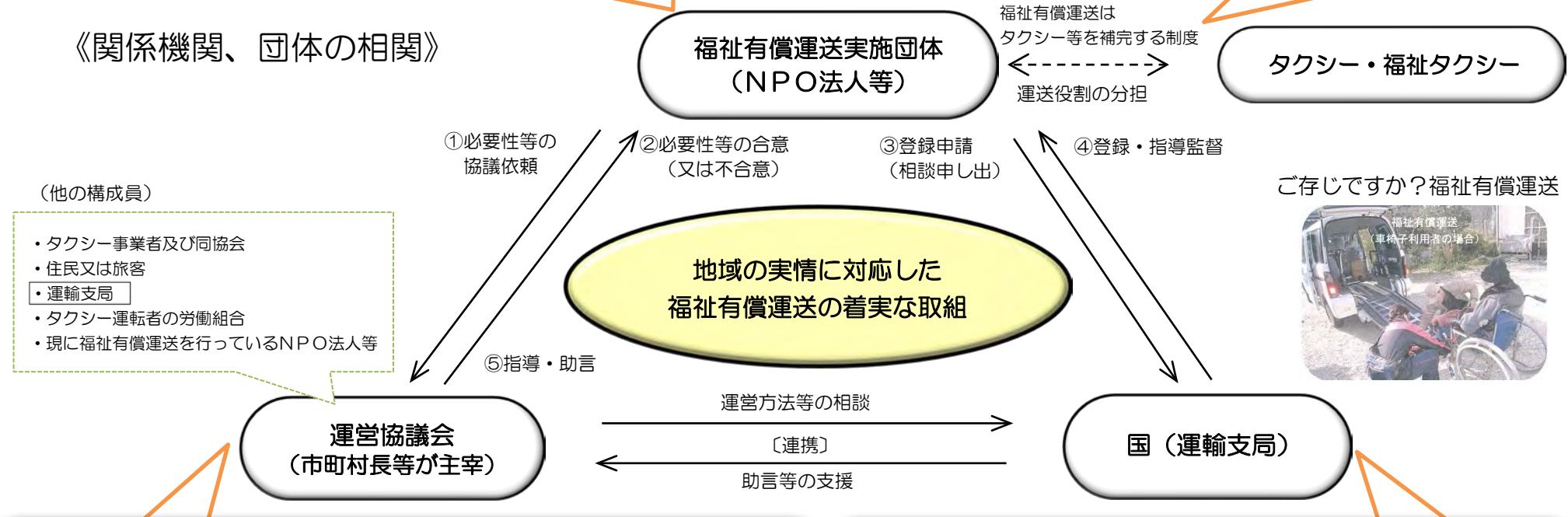
ポイント1 [P2] 障がい者、要介護者等の移動をささえる福祉有償運送

- NPO 法人等が様々な境遇の障がい者、要介護者等の移動を支援
- 九州では着実に増加（18→25年度 実施団体4割増、自動車数8割増）
しかしながら…
- ① 一部にとどまる運送区域（九州 233 市町村中 88 市町村（37.8%））
- ② 福祉有償運送からの撤退（8年間で抹消登録 57 団体/新規登録 104 団体）

ポイント3 [P5] 制度の信頼確保、適切な運用に向けた取組

- 旅客の範囲の妥当性に関する確認が確実でない
- ローカルルール※の把握・合理性検証が不十分（車種、対象旅客の限定など）
- ※ 運営協議会が定めている「関係法令・通達に定められていない独自の基準」

《関係機関、団体の相関》



ポイント2 [P4] 運営協議会の設置、開催及び公表の促進

- 半数に満たない設置市町村（九州 233 市町村中 107 市町村）
- 設置又は運営状況が明らかでない（調査対象の 3/4 超が HP に未掲載）

ポイント4 [P6] 安全確保に係る法定事項の遵守のための指導

- 「安全な運転のための確認表」等の未記録、未作成
- 「輸送実績報告書」の未提出・報告遅延

○ ポイント1 障がい者、要介護者等の移動をささえる福祉有償運送

結果報告書 P2~27

制度の背景、概要

過疎化の進行・少子高齢化の進展



障がい者、要介護者など移動制約者の福祉輸送サービスに対するニーズが急増



タクシー等による輸送サービスを補完するものとして自家用自動車による「福祉有償運送」が制度化（平成18年10月～登録制度）

福祉有償運送を行おうとするNPO法人等は、運営協議会において必要性等の合意を受けた上で国（運輸支局）に登録を申請

[旅客の範囲]

単独ではタクシー等を利用することが困難な障がい者、要介護者などで、実施団体が作成する名簿に記載された者及びその付添人

[対価]

運送の対価は、タクシーの上限運賃のおおむね1/2の範囲内

主な調査結果

[NPO法人等が様々な境遇の障がい者、要介護者等の移動を支援]

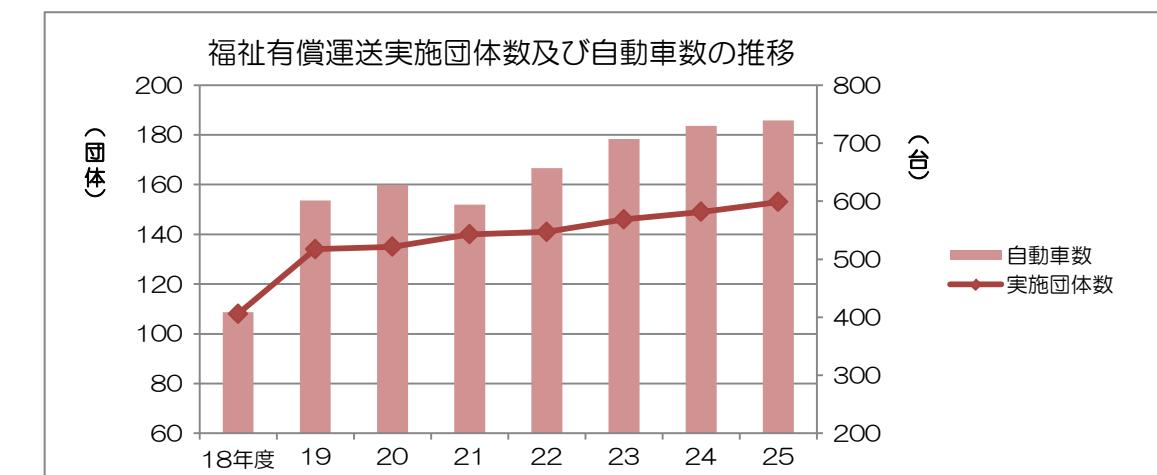
- 地域において必要不可欠な個別輸送手段
- タクシーや公的サービスでは対応できない役割を発揮
- 透析患者の在宅化に貢献

在宅で余生を過ごしたいとの高齢の透析患者の要望に応えて、透析患者らが設立したNPO法人が福祉有償運送により通院送迎を実施。障がい者でありながら週3回の通院治療が欠かせない透析患者にとって、「通院手段の確保」は切実な課題であり、同法人による輸送の定着が高齢化の進む透析患者の在宅化、社会的入院の軽減に貢献

[九州では着実に増加]

- 福祉有償運送の裾野が広がり、輸送力も充実
 - 【実施団体数】
18年度末 108団体 → 25年度末 153団体 (41.7%増)
 - 【自動車数】
18年度末 409台 → 25年度末 739台 (80.7%増)

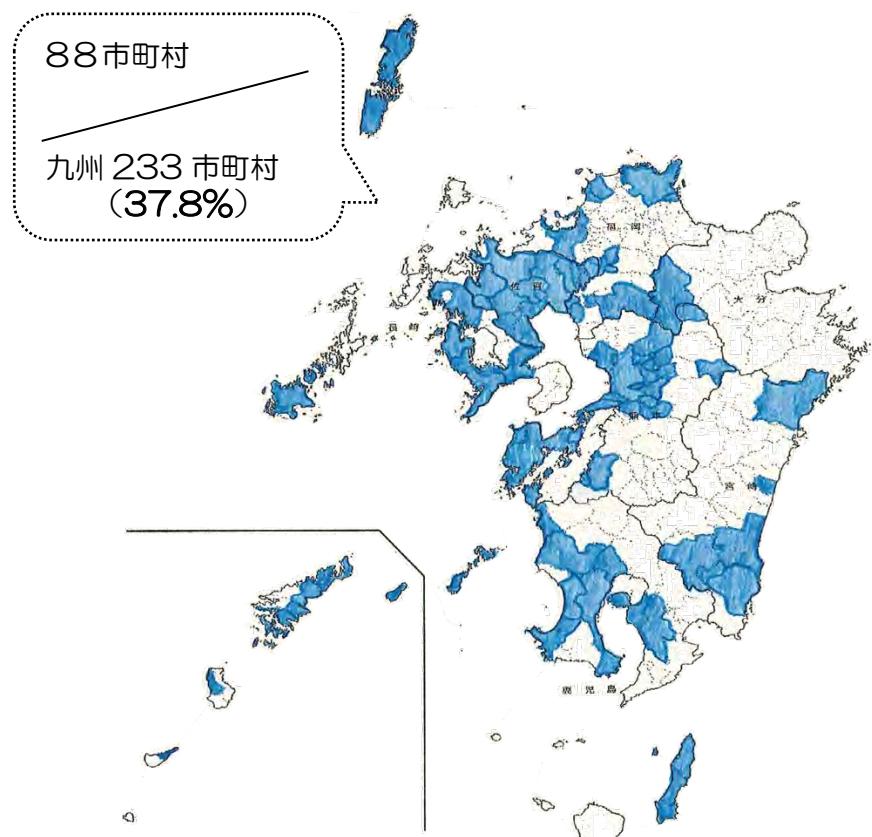
[九州管内]



主な調査結果

[実施団体等にみられる課題と取組]

① 一部にとどまる運送区域



[影響要因]

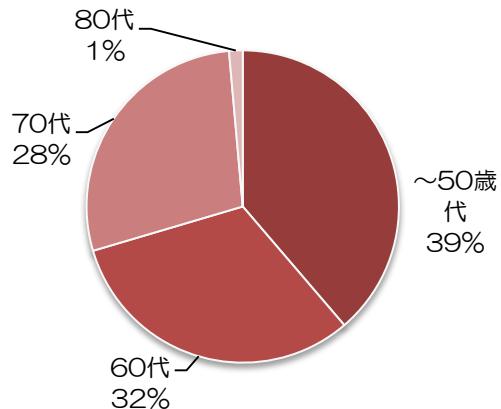
- ・タクシー、福祉タクシーの普及
- ・介護保険サービスの充実
- ・運営協議会の設置、開催の状況（P4）など

② 福祉有償運送からの撤退

8年間で 57 団体の抹消登録（新規 104 団体）

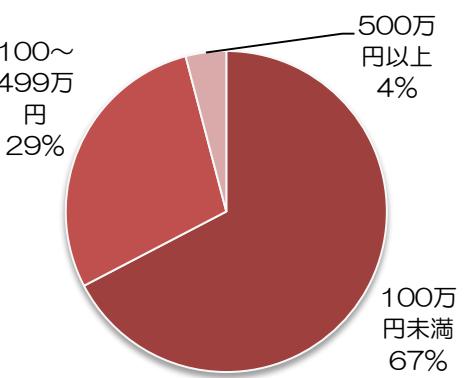
[要因]

- ・運転者不足と高齢化



運転者の年齢構成
(調査対象 10 実施団体 142 人)

- ・限られる運送収入



運送収入の階層別実施団体構成
(平成 25 年度 九州 147 団体)

[市町村等による支援]

運転者の確保、育成のための認定講習の実施、市政
により、ホームページによる募集広報など

- ・ローカルルールが制約となって撤退した団体もあり（P5）

ポイント2 運営協議会の設置、開催及び公表の促進

結果報告書 P28～41

(1) 運営協議会の設置及び開催の促進

所見表示事項

市町村や、福祉有償運送の実施を検討するNPO法人等から、設置及び運営に関する相談等があった場合には、運営協議会の設立、開催が円滑に行われるよう、引き続き適切な助言を行うこと。

主な調査結果

福祉有償運送の登録申請には、運営協議会の合意が必須（必要性、運送区域、対価等を協議）

【設置市町村】

九州7県で **45.9%** (107/233市町村)

設置しても、長期間開催しない運営協議会も

佐賀県 **95.0%** (19/20市町村)

福岡県 **28.3%** (17/60市町村)

大分県 **22.2%** (4/18市町村)

【未設置・未開催の市町村での動き】

- タクシー事業者への遠慮から町への運営協議会の設置要請に至らず→「無償運送」を継続
- NPO法人等が、行政に「設置」から働きかけるには大変な労力が必要→登録申請を断念
- 平成17年の設置以降、未開催。開催を要望したが、市にノウハウもなし。見込み立たず。

【大分県における新たな取組】

大分県は、今後、福祉有償運送を推進の予定。希望団体の有無にかかわらず、「まずは運営協議会を設置すべき」との考え方で、市町村に働きかけ

主な調査結果

国土交通省自動車交通局旅客課長通知で、「運輸支局は、議事録の作成、公表の働きかけ」の指示

- 設置した旨をホームページ等で公表していない (76.9% (10/13市町村))
 - 議事録等をホームページ等で公表していない (81.8% (9/11市町村))
- ただし、調査した全ての運営協議会が会議を「原則、公開」、議事録等を公表できないとする特段の事情なし。中には、「公平公正な協議のために公表を検討」との意見も

(福岡市) 過去5年間の議事録要旨のほか、協議会の設置要綱、委員名簿、運営方針等も公表

(2) 運営状況の積極的な公表

所見表示事項

運営協議会を設置した旨や議事録・議事概要の情報をホームページで公表していない主宰市町村に対して、積極的に公表するよう働きかけを行うこと。

所見表示事項

旅客の範囲の妥当性に関する確認手順について、国土交通省作成の事例集を紹介するなどにより、運営協議会に対して、運営協議会ガイドラインに沿った確実な確認が徹底されるよう更に助言すること。

主な調査結果

[福祉有償運送の旅客の範囲]

単独ではタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な、①身体障害者、②要介護者、③要支援者、④その他の障害者

運営協議会ガイドライン（自動車交通局長通知）では、上記③及び④の者が会員（予定者を含む。）となっている場合、移動制約の状況を踏まえ、妥当性の確認を行う定め

➤ 確認手続を確実に実施（2/6運営協議会）

- 多段階の手順で確実に確認（実施団体→運営協議会事務局→運営協議会）

➤ 「実施団体任せ」など確実な確認手続を行っていない（4/6運営協議会）

- 運営協議会ガイドラインどおりに、会員登録者の具体的な身体状況の説明を求めず。
- 一部には、確認方法に係る国土交通省作成の事例集や通知を承知していないもの
- 自らが確認していないにもかかわらず、実施団体の対象旅客が無秩序に拡大することを懸念する運営協議会事務局もあり

➡ 制度に対する信頼を損なうおそれ

所見表示事項

- ローカルルールの把握をより能動的、積極的な方法により行うこと。
- 把握したローカルルールについては、合理性の検証を行い、その全てについて運輸局に報告するなど体系的な対応を行うこと。
- 申し出窓口の設置の趣旨について、周知、理解への働きかけを行うこと。

主な調査結果

ローカルルール：運営協議会が定めている「関係法令・通達に定められていない独自の基準」

- 福岡運輸支局は、運営協議会からの自主申告により、ローカルルールを把握し合理性を検証 →九州運輸局への報告は、大分運輸支局と合わせても2件
- 当局が運営指針等を基に調査 → これら以外に8件（延べ10運営協議会）
- [運輸支局が検証等を行っていなかったローカルルールの例]
- 運営指針に、法令、通達上容認されている「セダン等」の使用を認めない旨の規定
 - 法令、通達上規定のない「事業を拡大しないこと」の条件。しかも、運送者は、この条件付きの合意に不合理を感じても、申し出窓口機能を知らず。

主な所見表示事項

- ① 実施団体に対して、運営協議会と連携を図った上で、
 - i)「安全な運転のための確認」を行うとともに、確実に確認表に確認結果等を記録し、その記録を1年間保存するよう指導すること。
 - ii)「運転者台帳」を作成するとともに、運転者の健康状態を確実に記載するよう指導すること。
 - iii)輸送実績報告書を法定期限内に確実に提出するよう指導するとともに、未報告又は報告遅延を繰り返している実施団体については、監査の実施を検討すること。

- ② 輸送実績報告書を受理した場合、運送者登録簿の登録内容と照合し、変更登録や軽微な事項の変更の届出の必要がないか等について、的確に確認すること。

主な調査結果

【法定事項の遵守】

[調査対象 10 実施団体で]

- 「安全な運転のための確認表」(省令により、疾病や飲酒等の確認、必要な指示、その記録(1年間保存)の義務)
 - 記録済み 50.0% (5/10 団体)
 - 記録せず 50.0% (5/10 団体) ⇒ 運輸支局は安全な運転のため実施団体が確認した事項や指示内容をチェックできない

- 「運転者台帳」(省令により、運転者ごとに作成、事務所に備置きの義務)
 - 作成済み 70.0% (7/10 団体)
 - ただし、「健康状態」欄を記載していない(3団体)、欄がない(2団体)
 - 作成せず 30.0% (3/10 団体) ⇒ 運輸支局は運転者の健康状態をチェックできない

[九州管内で]

- 「輸送実績報告書」(省令により、毎年5月31日までに運輸支局に提出の義務)
 - 提出せず： 5.3% (23件/436件)
 - 期限後提出： 46.3% (68件/147件)
 - 中には、福祉有償運送制度の趣旨を理解していない上、繰り返し、法定期限後に報告書を提出している実施団体もあり

<法定遵守事項にない、自主的な取組 [調査対象 10 実施団体で] >

- アルコール検知器を導入(6/10 団体)し、運転者全員に使用(3/10 団体)

【運輸支局における輸送実績報告書の活用】

- 「輸送実績報告書」と「運送者登録簿」(運輸支局が作成)との照合が不十分
 - 軽微な事項の変更届の提出(道路運送法で義務)漏れや登録簿の修正漏れ等

資料

福祉有償運送とは

福祉有償運送とは、障がい者や要介護の方などで、単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な方に対して、NPO法人や社会福祉法人などの非営利法人が、実費の範囲内であり、営利とは認められない範囲の対価によって、自家用自動車を使用して、名簿に記載された旅客に対して行うドア・ツー・ドアの個別有償運送サービスです。

○ 福祉有償運送を実施するためには

福祉有償運送を行うには、各県に所在する運輸支局に申請を行って、道路運送法第79条に基づく登録を受ける必要があります。

また、福祉有償運送の登録申請に当たっては、一又は複数の市町村長又は県知事が主宰する「運営協議会」において、福祉有償運送の必要性、運送の区域、旅客から収受する対価等について協議され、合意されていることが必要となります。

○ 福祉有償運送を利用するためには

福祉有償運送を利用できる方は、次の方であって、単独でタクシー等の公共交通機関を利用することが困難な方及びその付添人の方です。

- 1 身体障害者手帳の交付を受けている方
- 2 要介護認定・要支援認定を受けている方
- 3 肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害などの障がいを有している方

また、福祉有償運送を利用するためには、福祉有償運送の実施団体（法第79条に基づく登録団体）に備え置かれた名簿に記載されていることが必要です。

○ 福祉有償運送の実施団体数（平成25年度末現在）

福岡県	佐賀県	長崎県	熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	合計（九州）
28	33	14	20	1	23	34	153